

2009年7月夏号 No.25

発行:わたなべ美穂後援会

〒818-0125

太宰府市五条 2-2-25-601

Tel&Fax : 092-923-3051

<http://www.watanabemiho.com/>

ほたる



暑中お見舞い 申し上げます。



6月議会が終了すると同時に梅雨に入りました。鬱陶しい雨ですが、渇水が深刻な問題になっている地域の事を考えれば、恵みの雨ですね。これから暑さはますます厳しくなって参ります。熱中症なども心配ですが、夜寝不足になることも心配です。まずは食事と睡眠を十分とることを心掛けたいものです。夏野菜をたっぷり使った冷製スープなど栄養を考えながら食べやすいものを工夫したり、冷感シートなどで冷房に頼らなくてもぐっすり眠れる工夫をしてみてもいいでしょうか？

楽しい夏を過ごせるようどうぞご自愛ください。

—わたなべ 美穂—

公職選挙法上、議員の時候挨拶葉書は違法ですので本会報を以って代えさせていただきます。

～ 年ごとにますます盛り上がってきている ～

★ペタンク大会!!★

5月24日、74名のご参加を頂き天候にも恵まれ恒例のペタンク大会が開催されました。電器店デオデオさんのご協力を頂き、賞品もバラエティーに富んだものになりました。ペタンク大会終了後、お昼ごはんを食べながら、議員の3月議会報告が行われ、参加者から自治会へスムーズに移行するための考え方についてなど活発なご意見を頂きました。未参加の方も次回は是非ご参加ください!



えいっ!!



議会報告に対する皆さんの
質問を受け緊張している議員

6月議会報告

6月議会は、15名が一般質問を行いました。わたなべ美穂は市内小学校の学童保育所の運営時間についてと自治会制度移行の進捗状況についての二項目について質問を行いました。

学童保育所の時間延長を求める

〈質問一〉

市内小学校の学童保育所は延長しても六時に閉所する。また夏休みなどの長期休暇の際開始時間は八時半になっている。近隣市でこのような運営時間は太宰府市だけである。

働いている保護者からは七時までの延長と長期休暇中は八時からの開始を求める声が多いと聞いている。本市の学童は低学年だけを対象にしており、特に長期休暇中は一人で登校し開所するまで三十分以上子どもたちだけで外で待っていないければならない現状では、保護者はとても安心できない。

まず各学童保育所でどれくらいニーズがあるのか調査を行い、実現に向けて検討して頂きたい。

〈回答〉

確かに学童保育所の保護者会から、七時までの延長と、長期休暇中八時からの開始を求める要望書が毎年提出されている。

春日市・大野城市はすでにこの時間帯での運営を行っている。ただ、これを実現するためには指導員を二交代制にするなど、人員の配置が必要になるため、今後の課題にさせて頂きたい。



保護者の心配

本市では6時まで延長保育を行った場合、保護者の迎えを基本にしています。しかし6時までに学校へ行くことが困難な保護者もたくさんいらっしゃいます。延長しなければ5時に帰宅しますが、低学年ですから一人で帰宅することも保護者としては心配だと思います。また、長期休暇中は登校も基本的に一人です。特に太宰府小学校や水城小学校は交通量の多い道を一キロ以上歩いて登校しなければならない児童もいます。従って保護者が車で送ることもあり、就業時間との関係から7時半頃には学校に到着し、一時間近く外で待っていなければなりません。学校の敷地内とはいえ雨や雪の日は特に心配される保護者が多いと思います。

市が抱えていた問題

わたなべ美穂は以前この調査を行ったことがあります。その際一番ネックになったのは指導員の確保でした。かつて太宰府市の臨時職員の時間給は他市に比べて低く、同じ仕事をするのなら、必然時給のいい他市で働きたいという希望が多いという問題を抱えていました。しかし現在では他市との差異もなくなり実現の可能性は高まったのではないかと考えます。

自治会への移行の進捗状況は？名称変更だけでは法的に問題が？

〈質問〉

各自治会においてこれまでに規約改正などが行われた。しかし規約改正を保留している自治会がある。また、規約を改正したところでも単に名称を変更しただけの場合、法的に問題視されたケースもある。規約上入会・脱会の自由を認めなかったり、募金を会費に上乗せして徴収していた自治会が住民に訴えられ、最高裁で敗訴し賠償命令などが出ている。訴えられるのは行政ではなく自治会である。短期間での移行を決定した行政として移行のための経過期間である今年一年は、職員を各自治会へ派遣し少なくとも法的な部分は確認する必要があるのではないか？

自治会は民法上任意団体となっており、行政側が各行政区に一つしか自治会を認めないというのは憲法第二十一条、集会結社の自由を侵害する可能性もあると考える。今回新たに幸都一丁目、二丁目という地域ができたが、この地域において新しく自治会を立ち上げることにしてどのように考えているのか？また、校区協議会について、太宰府小学校校区は十四もの自治会があり、面積も広大なため、校区単位での活動は現実的ではないと考えるか如何か？

〈回答〉

校区ごとに担当者を決め、先日自治会長さんへの紹介を行った。確かに自治会は民法上任意団体だが、行政区制度の時代から、各区のお世話をやっていただいた組織は任意団体であった。従って今までと何の変化もないことになる。これまで同様の活動を行っていたかどうかを願いをしていく。

幸都一丁目・二丁目について、自治会を立ち上げるためには、新たに行政区を設定しなければならぬ。今の段階でその考え方は持っていない。今まで通り吉松・通古賀・国分の各自治会に属するものとして考えている。

太宰府小学校校区の十四という自治会の数は確かに多いが、防犯組織などを立ち上げる時、人員の確保が出来ない小組織よりも多い方がやりやすいこともあると考えている。



市民からの要望・請願

市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願

継続審査

〈わたなべ美穂の考え方〉

国旗や市旗は掲揚方法によってその予算額が大きく変わります。今、国だけではなく太宰府市でも生活保護の相談件数が倍増し、今後受給世帯の増加、事業者の倒産数の増加が予想されています。この時期に年間 300 日以上閉鎖している議場に、どの程度の予算でどのような掲揚方法が市民感情からも妥当か、更なる議論をすべきと考え継続審査に賛成しました。

とまあえずの

～わたなべ美穂が考える～

自治会移行の際の注意点

一 規約文上の問題 一

〇〇区に在住する住民は〇〇自治会員とする。

→入会・脱会については個人の自由です。在住しているという理由だけで本人の意思を確認せずに自治会員とすることはできません。

一 会計上の問題 一

各種募金を区費に上乗せして徴収している

→募金は本人の意思で行われるもので、区費として徴収することは違法性があります。区費（自治会費）の徴収の際、区費と募金額をそれぞれ明示し、本人の了承を得る必要があります。

- 幸都一丁目・二丁目が自治会として独立しないということは、同じ地域の住民間で行政区が違ってくるといことです。子どもの問題でいえば、小学校や中学校そして子ども会が別々になるということ。更に自治会によってその会費は異なりますので、会費の値段が違ってくるとい可能性もあります。その点をどのように解決するのか、ぜひ市民の皆様もお考えください。

DV 被害者へ定額給付金相当額支給

さる4月、原田久美子議員と共にわたなべ美穂が市長に支給について要請いたしました。市長にはその場で了承して頂き、今回の補正予算に組み込まれています。市内在住でDV等によって住民票を持たない方へ子どもの分と合わせた定額給付金相当額が支給されます。審査などがありますので、詳細は市役所人権同和政策課へお問い合わせください。

後援会から

後援会入会のお誘いと携帯HPについて

年会費：一口 1000 円

郵便局：記号 17410

名 義：渡辺美穂後援会 会計 渡辺美穂子

番 号：69616971

会計年度は1月～12月で、主にほたるの印刷代・



送付代に使っています。

一口でも二口でもよろしくお願ひします
わたなべ美穂の携帯HPを開設しました！

